

令和8年度（2026年度）熊本県依存症対策推進事業 募集要項

1 事業の目的

アルコール依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール依存症の改善に取り組む民間団体の活動を支援することを目的とします。

2 補助対象団体

補助対象となる団体は、県内でアルコール依存症の改善に取り組む民間団体とし、次の条件をすべて満たすものとします。

なお、民間団体は、依存症当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含みます。

- ① 熊本県内で活動していること。
- ② 補助対象事業を着実に実施できる体制があること。
- ③ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ④ 特定に公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

3 補助対象事業

（1）補助対象事業

事業の目的の推進に資する以下の活動を対象とします。

ア ミーティング活動

アルコール依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動の支援

イ 普及啓発活動

アルコール依存症を抱える当事者間の情報交換を促すセミナー等の実施

ウ その他

相談活動、情報提供活動等事業の目的の推進に資する活動

（2）留意事項

国、県又はこれらの関係団体から補助金等の交付を受ける事業は、対象外とします。

4 補助対象経費

（1）アルコール依存症の改善に取り組む民間団体が事業に要する以下の経費

【補助対象経費】

報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費）

(2) 留意事項

- ・補助対象経費は、補助事業期間中に補助事業に対して支出する費用に限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみが対象になります。
- ・団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）は対象外とします。例えば、研修等で団体の役員や職員が講師となった場合の謝礼については対象経費とすることができません。報酬、謝金については、団体外部の者について支払う場合のみ補助対象となります。

5 補助金限度額等

補助金限度額 5 万円

※ この額を上限とし、申請状況等により予算の範囲内で決定します。

6 補助対象となる事業の実施期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの期間に行われた事業に要する経費に限ります。

7 応募方法等

(1) 募集期間（提出期限）

公募開始の日から令和 8 年（2026 年）10 月 9 日（金）まで

(2) 申請書等について

申請書等は、県庁ホームページに掲載しています。

(3) 提出方法

次の提出先まで、郵送により提出してください。

〒862-8570（住所記載不要）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 精神保健福祉班

8 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（熊本県健康福祉部補助金等交付要項（以下「要項」という。）別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（熊本県依存症対策推進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）別記第 1 号様式）
- (3) 収支予算書（要領別記第 2 号様式）
- (4) 定款、規則又はこれらに準ずるもの
- (5) 団体に関する調書（要領別記第 3 号様式その 1 から別記第 3 号様式その 2 まで）
- (6) 申請事業の詳細がわかる資料（セミナー資料、次第等）
- (7) 申請団体がこれまで実施した事業の内容がわかる資料（パンフレット、会報等）

9 審査方法等

(1) 審査方法

補助対象団体としての要件の充足状況や補助対象事業の内容等について、審査を行い、予算の範囲内で補助団体を選定します。また、必要に応じて現地ヒアリングや申請内容の詳細に関する追加資料を求めることがあります。

(2) 交付決定

審査後、予算の範囲内で補助金の交付又は不交付、交付の場合はその額の決定を行います。

なお、交付決定後若しくは事業完了後であっても、虚偽の申請などがあった場合は、交付決定を取り消す場合があります。

10 補助金の交付

補助金の交付（支払い）は口座振替により行います。また、補助金の交付について、事業の実施に必要と認められる場合は、概算払いを行うことができます。

11 補助事業の内容等の変更

補助事業の内容変更等により申請内容に変更がある場合は、補助金変更申請書（要項別記第4号様式）の提出が必要です。

変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合や、「収支予算書」に基づかない支出については、補助対象外となる場合があります。

12 事業完了後の実績報告

補助対象事業は、令和9年（2027年）3月31日までに事業を完了し、次の書類を提出する必要があります。

- ①実績報告書（要項別記第7号様式）
- ②事業実績書（要領別記第4号様式）
- ③収支精算書（要領別記第5号様式）
- ④収支精算に関する資料（収支一覧表、領収書の写し）
- ⑤実施事業の詳細がわかる資料
- ⑥支出内容等が具体的に記載されている領収書の写し等

13 補助金の返還

事業完了後、実績報告書等の内容を確認し、補助金の額を確定します。その結果、既に概算払で補助金を交付している場合、その全部又は一部を返還していただく場合があります。

14 本件についてのお問合せ先

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課精神保健福祉班

電話：096-333-2234

FAX：096-383-1739